

④PRTR登録

伝票作成時にPRTR法該当物質の登録を忘れてしまった

成分の名称	割合
エタノール	11%
蒸留水	11%
ジクロロメタン	11%
アセトン	67%

※●：PRTR対象物質

ジクロロメタンはPRTR法の
該当物質である

伝票作成時にPRTR法非該当物質を登録してしまった

成分の名称	割合
エタノール	11%
蒸留水	11%
ジクロロメタン	11%
●アセトン	67%

※●：PRTR対象物質

アセトンはPRTR法の該当物
質ではない

再申請の方法

該当物質に印をつける（若しくは外す）

PRTR対象物質登録

管理No. 180000000

成分が以下のPRTR物質またはCASNo物質の場合は、その該当欄にチェックを入力してください。
※該当欄がチェックされない場合、次操作へは進めません。

<input type="radio"/> アセトニトリル PRTR No.1-13 CAS No.75-05-8	<input type="radio"/> キシレン PRTR No.1-80 CAS No.1330-20-7	<input type="radio"/> クロロホルム PRTR No.1-127 CAS No.67-66-3
<input type="radio"/> ジクロロメタン(塩化メチレン) PRTR No.1-186 CAS No.75-09-2	<input type="radio"/> トルエン PRTR No.1-300 CAS No.108-88-3	<input type="radio"/> ノルマルヘキサン PRTR No.1-392 CAS No.110-54-3
<input type="radio"/> ホルムアルデヒド PRTR No.1-411 CAS No.50-00-0		
<input type="radio"/> 上記7物質以外のPRTR物質	<input type="radio"/> PRTR対象物質以外	

※注意※

表記7物質以外のPRTR物質（例：ベンゼン、フェノール、ピリジンなど）の場合は「上記7物質以外のPRTR物質」に印をつける